

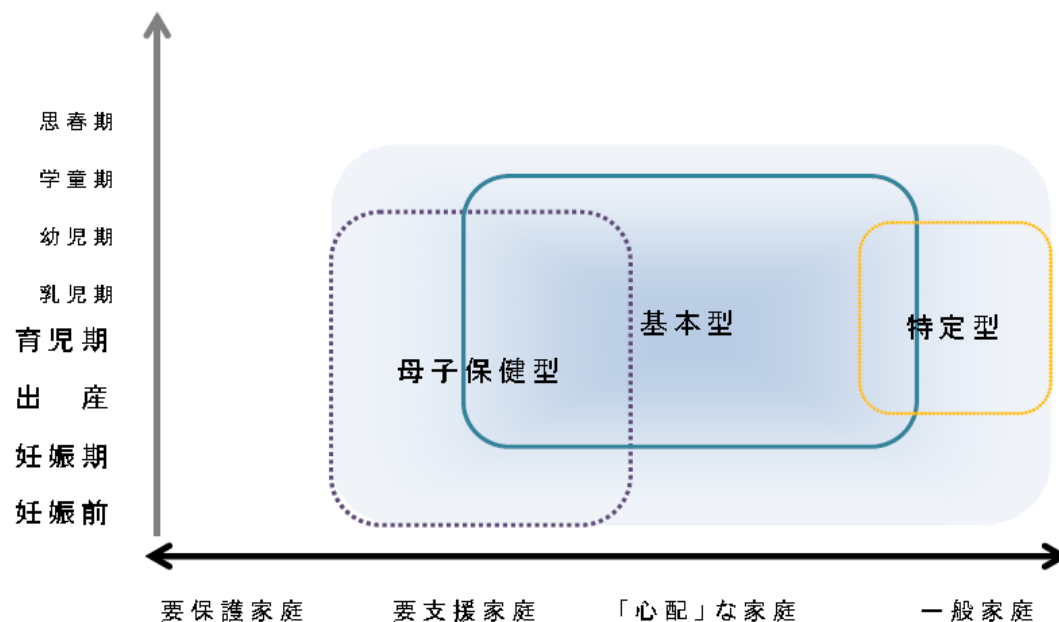
(2) 平成28年度事業等の予定について

日高市児童福祉審議会

平成28年3月2日（水）

利用者支援事業（母子保健型）の実施【保健相談センター】

保健師等の専門資格を有する「利用者支援専門員」の配置



本事業の対象 本事業の対象範囲を最も広く捉えると妊娠期から学童期までとなります。特別なニーズを有するが支援を得られれば子どもを育てることが可能な「要支援家庭」から、適切な情報があれば必要なサービスを活用して子どもを育てることが可能な家庭まで幅広く対応します。いずれの時期やどのような状態の家庭を重点的に対象とするかは類型によっても異なります。

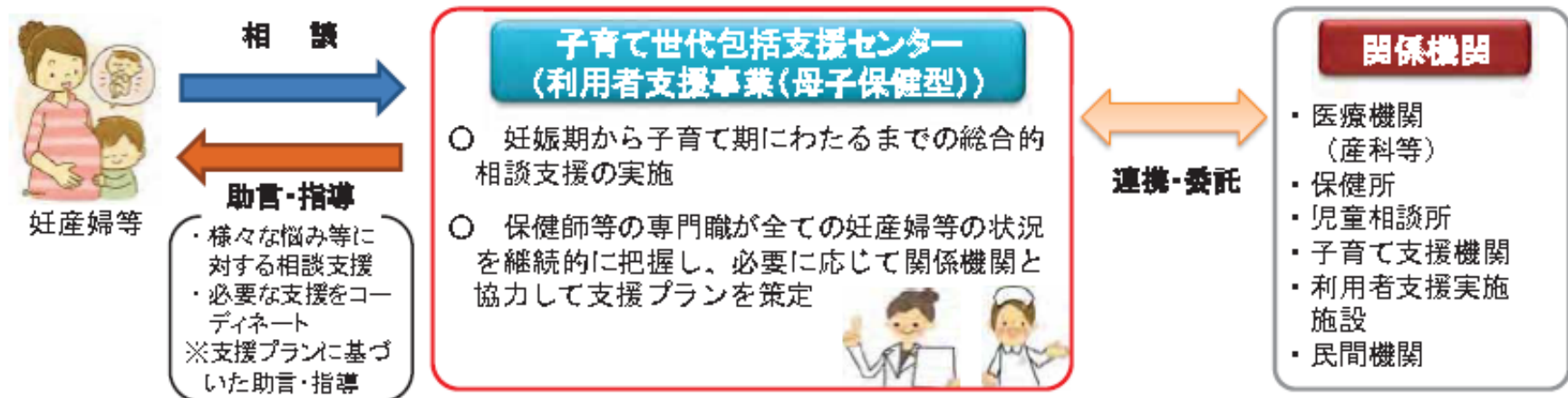
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第4章 地域子ども・子育て支援事業 第59条第1号

子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

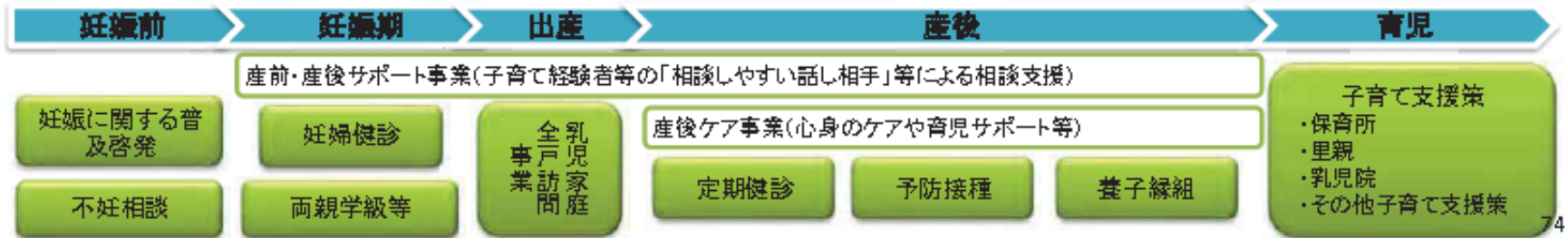
利用者支援事業(母子保健型)について

- 母子保健に関する相談にも対応するため、**利用者支援事業に「母子保健型」を新設し、**妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する**ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を整備**する。
- 利用者支援事業の(母子保健型)については、**保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定**することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施する。

※ 平成26年度は、「妊娠・出産包括支援モデル事業」として実施。平成27年度からの本格実施にあたり、利用者支援事業に移行。



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



子育て家庭に優しいまちづくり

公共施設の利便性の向上（妊婦・乳幼児連れ 優先スペース、キッズコーナーの設置）

ひだかアリーナ、公民館等市内公共施設に妊産婦や子ども連れの親子が優先して駐車できるスペースやキッズコーナーを設置します。

産前・産後家庭の支援

妊娠、産後期の家庭は何かと大変。困ったときはお手伝いします。

産前産後の一定期間中において、一時的に家事・育児援助が必要となった家庭に有償ボランティアを派遣します。

ファミリー・サポート・センター事業の利用促進

ファミリー・サポート・センター事業をもっと知ってもらおう

ファミリー・サポート・センター事業の新規登録者に、利用料金の4時間分を上限として補助します。

地域で子育て、「地域交流ひろば」の開設

各地区の自治会館、空き家、空き店舗等を各世代の交流ひろばとして活用するための整備費用等を補助します。

行政組織機構の改編（平成28年4月～）

現 行			
部	課	担当	
健康福祉部	社会福祉課	社会福祉担当	
		障がい福祉担当	
	子ども福祉課	子ども福祉担当	
		保育担当	
	介護福祉課	介護保険担当	
		高齢者支援担当	
	保険年金課	国民健康保険担当	
		国民年金・医療費担当	
	出先	公立保育所（所管は子ども福祉課）	
		保健相談センター（所管は健康福祉部）	

改 編 後		
部	課	担当
福祉子ども部	福祉政策課 (新規)	福祉政策担当
	社会福祉課	生活福祉担当
		障がい福祉担当
	子育て応援課	子育て応援担当
		保育担当
健康推進部	長寿いきがい課	高齢者支援担当
		介護保険担当
	健康支援課	国民健康保険担当
		国民年金・医療費担当
出先	公立保育所（所管は子育て応援課）	
	保健相談センター（所管は健康支援課）	

